

令和6年2月26日

第2回加須市農業委員会総会議事録
(公開用)

加須市農業委員会

第2回 加須市農業委員会総会議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理機構分）の決定について

議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用集積等促進計画の決定について

議案第6号 加須農業振興地域整備計画の変更について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

召集年月日	令和6年2月26日				召 集 場 所	加須市役所 504・505会議室			
開会の日時	午後1時30分				閉会の日時	午後4時35分			
会 長	小 川 達 男				職 務 代 理	松 本 昇			
議 席	委 員 氏 名	出	欠	議 席	委 員 氏 名	出	欠		
1	高 橋 雅 一	○		9	小 山 治 延	○			
2	久 保 文 夫	○		10	須 藤 秀 夫	○			
3	瀬 下 京 子	○		11	関 弘 明	○			
4	山 岸 和 男	○		12	松 本 昇	○			
5	嶋 村 淨	○		13	中 島 利 雄	○			
6	金 子 勇 一	○		14	小 川 達 男	○			
7	小 川 達 夫	○		15	小 坂 実	○			
8	松 本 榮 次郎	○							
加須市農業委員会事務局				加須市経済部農業振興課					
次 長 前 島 勝 己				課 長 野 中 裕					
主 幹 藤 間 みゆき				主 任 足 立 直 弥					
主 幹 渡 辺 昌 也				加須市騎西総合支所農政建設課					
主 幹 関 田 毅				主 事 関 根 祐 葵					
主 任 加 藤 正 則				加須市北川辺総合支所農政建設課					
				主 査 橋 本 和 彦					
				加須市大利根総合支所農政建設課					
				主 任 岡 田 剛 行					

開会 午後 1時30分

○次長（前島勝己君） 「あいさつ さわやか かぞのまち」、皆さん、こんにちは。

定刻になりましたので、これより令和6年第2回加須市農業委員会総会を始めさせていただきます。

なお、本日、駒宮局長につきましては、議会のほうで質疑が出ておりまして、そちらの対応等をしておりますので、私のほうで進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

◇

◎開会の宣告

○次長（前島勝己君） それでは、最初に、松本職務代理より開会のご挨拶をお願いしたいと思います。

○職務代理（松本 昇君） 皆様こんにちは。松本です。

委員各位におかれましては、今日も強風の中ご出席を賜りましてありがとうございます。

それでは、これから令和6年第2回加須市農業委員会総会を開会いたします。よろしくお願いいたします。

○次長（前島勝己君） ありがとうございました。

◇

◎会長挨拶

○次長（前島勝己君） 続きまして、小川会長よりご挨拶をお願いいたします。

○会長（小川達男君） 皆さん、こんにちは。

今、職務代理が言いましたとおり、私は今日午前中、仕事をしておりまして、強風の中やっておりました。目が片方しか開けられないような状況であります。

そういう2月でありますけれども、2月におきましては、初旬に雪が降ったり、中旬になったら、また5月の穏やかな陽気に入ったり、そしてまた夏日があつたり、そしてまたここへ来たら真冬日という、そういう季節の大きい変動の中を過ごしているわけでござい

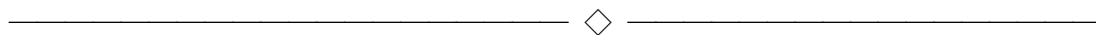
すけれども、この陽気が私の今までの経験上、今後も続くかなというふうに感じております。こういう暖冬の年は、特にそういう傾向が強いと思っております。

また、いろいろ専門家が、こういう原因があります、こういう原因がありますと言っておりますけれども、私はいつも一番その判断の基に置いておるのが、日本列島の上空の偏西風の位置です。この位置をいつも気をつけておきまして、普段の営農活動を行っておりますのでございますけれども、皆様方もそれぞれの判断力を間違えないように、今後の営農活動をやってもらえればというふうに思っております。

さて、本日も多数の案件があります。皆様とともに慎重審議をもって、この会の進行を行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

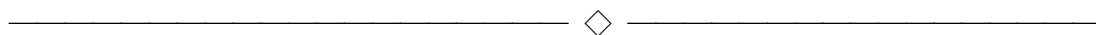
簡単ですが、挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○次長（前島勝己君） ありがとうございました。



◎出席委員数の報告

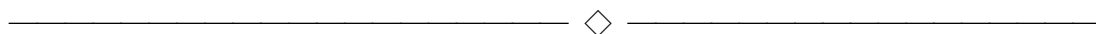
○次長（前島勝己君） 本日の総会でございますが、現在、委員総数15名のうち、全員の方が出席をされております。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、本日の総会が成立していることをご報告いたします。



○次長（前島勝己君） それでは、議事に入らせていただきます。

以降は小川会長に議事をお願いいたします。

○会長（小川達男君） それでは、よろしくお願いいたします。



◎総会議事録署名委員の指名

○会長（小川達男君） 日程第1、総会議事録署名委員の指名を行います。

総会議事録署名委員に

9 番 小 山 治 延 委員及び

10 番 須 藤 秀 夫 委員

の両委員さんを指名いたします。

◇

◎取下願の報告

○会長（小川達男君） 議事に入る前に1件の取下願が提出されております。

本日の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」のうち、議案書3ページの10番、北川辺地区の案件については取下願が提出されておりますので、本日の議案から除かれますことを報告いたします。

◇

◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小川達男君） 日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の12件を議題といたします。

初めに、1番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図、1ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は経営規模拡大のため、譲渡人は経営規模縮小のため。

なお、譲受人の農機具の保有状況や耕作状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9番（小山治延君） 9番、小山です。

2月19日、増川推進委員と現地調査及び聞き取りに行ってきました。

現地はきれいに管理されておりました。

譲渡人の さんにお聞きしたところ、 さんは農機具がないため10年ほど前から さんにお米を作っていたそうですが、急にお米を作らなくなり、譲受人の さんに相談したところ、土地の売買の話になり、今回の申請に至ったとのこと。

許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

松本委員。

○12番（松本 昇君） 12番、松本です。

一応、参考のために、この辺は土地の価格というのはどの程度で売買されているか分かりますか。

○事務局（渡辺昌也君） 事務局です。

ただいまのご質問なんですが、すみません、申請のほうに価格のほうはちょっと記載されていけませんので、価格は分からないです。

○次長（前島勝己君） すみません、じゃ、私のほうで。

多分、今までの記憶によるんですけども、大体数万円から10万円ぐらいが相場かなと。ちょっとここは正確じゃないですけども、大体そのぐらいで今まで取引がされているのかなという……。

○12番（松本 昇君） 分かりました。

○会長（小川達男君） ほかにありますか。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

1番の水深地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、2番及び3番の水深地区の案件については関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

3条の2番と3番は譲受人が同一で関連がございますので、一括にてご説明いたします。

両案件は、譲受人が売買により土地を取得し、タマネギを耕作するものです。

今回の申請に当たり、譲受人が所有する農地を確認したところ、所有する農地は、タマネ

ギが耕作されている箇所と、耕うんを開始し、農作業に着手したと判断できる状況でした。

なお、耕うんされている箇所については、作付品目の時期もあり4月よりサツマイモを作付け耕作を開始するとのことでした。

農地法の基準では、「全ての農地を効率的に耕作すること」となっておりますが、取得後1年経過しておらず、作付品目の時期もあり、4月より耕作を開始することを確認しております。

また、農地所有適格化法人の要件としまして、農業の売上高が過半であることが必要ですが、令和5年の決算報告書において提出された資料では、農業売上げ 円のうち過半を占める農業収入として、 の農地で水稻作業の手伝いをした対価としていただいたお米を販売したという領収書 円が添付されていることを確認しております。

以上のことを踏まえ、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○次長（前島勝己君） 私のほうから補足説明させていただきます。

この案件につきましては、12月にも申請され不許可案件でございました。これまで農地の耕作要件が満たされていないということで不許可になっておりましたけれども、今回申請にあたり、耕作が難しい農地の契約を解除しまして、加須市内で耕作すべき農地は、2区画となりました。 と で農業を行っているとの情報がありますので、それぞれの農業委員会に確認しましたが、耕作している農地はないということでした。加須市内の2区画のうち、1区画は前から耕作していますが、もう1区画は一部が耕作されており、それ以外は、耕うんのみされている状況です。

その他に、農地所有適格法人の要件がありまして、先ほども担当が言っておりましたけれども、今まで色々な書類を提出していただき、調査してきましたが、最終的な判断をするまで、もう少し時間がかかりますので、現在は、農地所有適格法人の要件が、満たされているか、判断できない状況でございます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9番（小山治延君） 9番、小山です。

2月19日、増川推進委員と現地調査及び聞き取りに行ってきました。

現地は少し草が生えていましたが、管理されていました。申請地の周りは、既に広い範囲

に太陽光発電が設置されている場所です。

代理人の さんにお聞きしたところ、譲渡人、 さん、 さん、お二人は土地の管理が難しく、また周りが太陽光発電になっており土地の売買の話があり、今回の申請に至ったとのことでした。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

○会長（小川達男君） ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

どうぞ。

○5番（嶋村 淨君） の の さんって、これは加須、地元の出身じゃないんですね。

○次長（前島勝己君） 違います。 自体は加須市に事務所がありますが、住所はございません。 という会社の も務めておりますが、こちらは に事務所がございます。

○5番（嶋村 淨君） 分かりました。

○11番（関 弘明君） 11番の関と申します。

今回の譲受人の さんなんですけれども、ネット等で調べてみても、会社をPRするようなホームページは全くないんですね。本当に法人として農業を営営されているのかというのはちょっと疑問なところがあると思います。

法人の農地の取得ということになると、適格法人が一応限定になると思うんですけれども、その法人の要件を満たしていない状況ということであれば、現状では難しいのかなというふうに考えます。

○次長（前島勝己君） 法人の報告書には、農業収入が 円で、従事日数は 日との報告いただいておりますが、農業収入が 円で、 日働くというのは、収入と従事日数の整合が取れていなく、矛盾があるというふうに思います。

○会長（小川達男君） ほかにありますか。

○12番（松本 昇君） 12番、松本です。

農地所有適格法人の場合は、販売額というのは、売上げ額というのは、大体どの程度以上がいいとかいうのはあるんですか、おおむねの。

○事務局（渡辺昌也君） 具体的に幾らという金額はないですけれども、農業の収入が過半を超えるということで基準が定められております。

○12番（松本 昇君） 分かりました。

○会長（小川達男君） ほかにありますか。

（発言する人なし）

○会長（小川達男君） 2番、3番の水深地区の案件については、農地の取得要件について確認中であるため、保留案件ということでよろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○会長（小川達男君） この案件につきましては、保留案件といたします。

次に、4番の三俣地区の案件について事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図3ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は以前より土地を借りて耕作していたため、譲渡人は高齢で、遠距離での耕作は難しいため、今回の申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番（小川達夫君） 7番、小川です。

2月17日の土曜日に田村推進委員さんと現地を確認後、譲受人の さんと面談をいたしました。

現地は、位置図で見てのとおり不整地な狭小地であり、土地はきれいに整備されており、多くの種類の野菜が作られておりました。

さんがおっしゃるには、この土地は親の代から40年以上、譲渡人の さんから賃借というか使用貸借というか、借りていたということです。

その後、譲渡人の さんと面談をし、本件の事情を確認いたしましたところ、やはり親の代から さんに貸していて、自宅からは2キロほど遠く、高速道路を越えていかなくちゃならないので全然土地には行ったこともないということと、それから本人も高齢であり、子供たちもおりますが、自分の家の周りの農地をもう管理できないので、遠いところ

の土地はとても管理できないということで、今まで貸している　　さんにそのまま譲渡するということで、お互いが合意したそうです。

譲受人の　　氏は、この地区の　　もやっております。非農家であります、当該土地を半世紀近く借りていたということと、賃借していた土地をきれいに整備し、野菜をずっと作っていたという経緯があることから、適格要件ということで、従事３６５日以上、いつも農地に出ていることも可能ですし、近所の農家、宅地に迷惑もかけていないということと、それから農機具についても、小さな豆トラ１つですけれども、十分に耕すこともできる機械を所有しているということから、非農家でありますけれども、農業を十分にやطيعいけると判断してまいりました。

何ら問題ないと判断しましたので、ご審議よろしく願いいたします。

○会長（小川達男君）　ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君）　ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

４番の水深地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君）　挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、５番の樋遣川地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君）　ご説明いたします。

位置図４ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は隣接地を耕作しており作業の効率を図るため、譲渡人は、譲受人が隣接地を耕作しており、譲受人が耕作したほうが作業の効率化が図れるため、今回の申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われまふ。

以上です。

○会長（小川達男君）　ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○１０番（須藤秀夫君）　１０番、須藤秀夫です。

2月19日に、地区担当委員の寺田薫さんと森博司さんの3人で現地確認を行ってまいりました。譲渡人の さん、譲受人の さんに現地対応をしていただきました。

案件の土地は、 さんの自宅のすぐ前にあり、 さんが耕作している土地の隣にあります。 さんによりますと、一つの田んぼに集約することによってほかの農地に労力を使え、作業能率を高めることができるとのことでした。例えば稲の水管理だとか除草だとかですね。

それから、譲受人の さんは米を作付しておりますが、刈り取り、乾燥は譲渡人の さんに委託するとのことでした。現地は一枚の田んぼになっており、きれいに耕されておりました。大型の農機具でも作業しやすい、まとまった土地になると思います。

このようなことから、本件申請は状況を確認した結果、農地法の許可基準を満たしていると思われますので、許可相当と判断をいたしました。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

5番の樋遣川地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次の6番の樋遣川地区の案件については、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定にある「農業委員会の委員は、自己又は同居親族若しくは配偶者に関する事項については、議事に参与することができない。」ということに、 委員が該当しますので、議事の間、退席をお願いします。

（ 委員 退室）

○会長（小川達男君） 事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図5ページをご覧ください。

本案件は、贈与による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は規模拡大を図るため、譲渡人は高齢で遠距離での耕作は無理となり、また、

体力・気力がなくなったため、今回の申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○10番（須藤秀夫君） 10番、須藤秀夫です。

2月19日に、地区担当委員の寺田薫さん、森博司さんの3人で現地確認を行ってまいりました。

譲渡人の さん、譲受人の さんに現地対応をしていただきました。

譲渡人の さんは、以前この近くに住んでおりましたが、道路拡幅のため影響を受けて、宅地が駐車できないほど狭くなりました。案件の土地を野菜畑、駐車場として、そこで利用していたということです。現在は に転居されており、転居後も除草などの管理を行ってまいりましたが、 の高齢となり、管理ができなくなり困っておりました。

さんは農業委員会の事務局に相談し、 の さんに調整が依頼されたとのことです。 さんにより近所の耕作者や住民宅を、さらに の に相談して全体の中で引き受け手を探す試みをしましたが、約300平方メートルという畑作営農には手狭なためか、引き受け手が見つかりませんでした。

譲受人の さんはソバを3ヘクタールほど栽培しており、経営面積の拡大を検討していたことから譲り受けることとなりました。

なお、 さんは の立場であり、案件に直接関わることにちゅうちょしていましたが、譲渡人の さんからの強い要望を受け、今回の申請に至りました。

対象地は、駐車場利用時代のコンクリートも撤去され、きれいに耕されておりました。

このようなことから、この案件は耕作放棄地の解消となり、担い手への集約が推進されることから許可相当と思われます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

6番の樋遣川地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします

す。

(挙手全員)

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

審議が終了いたしましたので、退席している 委員の入室をお願いします。

(委員 入室)

○会長（小川達男君） 次に、7番の志多見地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、水稻、野菜を耕作するものです。

今回の申請に当たり、譲受人の世帯員が所有する農地を確認したところ、水稻を収穫後、耕うんされている状況や保全管理等されている状況でした。

譲受人の世帯員が所有する農地について確認したところ、 地区の農地については、令和4年12月28日に取得して、取得後1年以上経過して耕作されていない土地ですが、元々は耕作放棄地であり、耕作放棄地の解消に半年以上の時間を費やしたため、現在は解消し、耕作時期は本年3月から開始するとのことを確認しております。

その他、加須市内での譲受人の世帯員が所有する農地を確認したところ、 地区（令和4年5月1日賃借権で借り受け）、 地域 地区は令和5年3月31日に取得して、稲刈り後で耕うんされておりました。

地域の ・ 地区は令和5年8月31日に取得して、一部耕うんされており、ほかは保全管理されておりました。

地域 地区は令和5年4月28日に取得して、雑草が繁茂している状況ですが、取得後1年は経過しておらず、耕作放棄地を解消し、3月から耕作を開始することを確認しております。

農地法の基準では、「全ての農地を効率的に耕作すること」となっておりますが、取得後1年経過しておらず、作付品目の時期により保全管理中の土地や、取得後1年は経過したものの耕作放棄地の解消に時間を費やしたため、本年3月より耕作を開始することを確認しております。

以上のことを踏まえ、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○8番（松本榮次郎君） 8番、松本です。

7番の志多見地区について、今、事務局のほうから説明があったように、2月20日、地区の担当者、推進委員の夢川さんと代理人の さん、それから私と3名で現地を確認し、説明を聞くことにいたしました。

初めに、図示の6ページをご覧ください。

ここで 土地については、現在、タマネギを栽培して、タマネギが植えてあって、きれいに農地が整備されていました。 の向かって右側については、まだイチジクの木が植えてありましたので、話の中ではおいおいここを整理して野菜を作っていくというふうな話がありました。 については以上です。

次に、 の字 のところですね。下の図の3か所ですけれども、 番と 番と 、この3枚については、現在、 地区中間管理事業でけいはんをはがして拡大しております。

そんな関係もありまして、 さんからは、一応、令和5年度については今までの耕作者に生産をしていただくという話がありました。その後については、一応、 のグループでやるということで確認はしていますけれども、先ほどタマネギをやっている、野菜を作っているというのは の関係でございましたので、私たちは一応これはやっていたかというふうな判断で、許可相当と判断いたしました。

ご審議のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

どうぞ。

○次長（前島勝己君） 補足ですが、3条の農地取得については、 さんのご親族の方が持っている、管理している土地についても、全てを効率的に利用して耕作を行うことが認められなければ許可できないということになっております。

先ほど担当が申し上げましたけれども、 という土地については1年以上経過しており、取得後、半年ぐらい耕作放棄地だったので、草、枝、樹木を撤去するのにかかってしまったので、その辺はもう少し時間を見てほしいと、代理人からのお話がありました。

その他に、1年は経過してはおりませんが、令和5年の4月や8月に取得している農地については、担当からお話がありましたけれども、雑草が繁茂しているという状況や、耕作されている農地もあれば、保全管理がされている農地もあります。こういった状況の中、今

後効率的に耕作を行うことが認められるかどうかというところが、許可、不許可の判断になると思います。

○会長（小川達男君） どうぞ。

○1番（高橋雅一君） 1番、高橋です。

先ほどのこの さんですか、 さんのほうですけれども、令和5年3月に 地区の土地を農地を取得したんですけれども、やっぱり中間管理に入っているので、耕作者は違う人、本人は使っていないという状況です。

○会長（小川達男君） どうぞ。

○5番（嶋村 淨君） 5番、嶋村です。

先ほどの例だったら、去年の8月、うちの近くの畑を さんが購入したんですけれども、買ってからのほうがちょっとひどいですね。前のほうがよかったような気が。しょっちゅう私もその道を通るので、いつになったらやるのか気になっておったんですけれども。

今回、 の名前で購入するというのはどういうことかなと。今までみんな さんだったと思うんですけれども。一度、 の畑を買うときに さんの自宅に農機具があるかどうか見て行っただけなんですけれども、何かそういうのがあるような気配は、のほうですけれども、ないような感じがしたんです。どこかに持っているんだろうけれども。

それで、この さんというのは元々は出身は で、 なんですよ。今、のほうにも、前に名刺もらったんですけれども、 という肩書きを持っていますね。 か、住所は。それで、 の という住所も何か名刺に入っていますね。 という団体も持っているみたいですね。それで、前も話したんですけれども、 という だっけ、あそこね。その か何かやっていたのかな。 というのは、元々あれは の の ですからね。余談ながら、そういう状況です。すみません。

○次長（前島勝己君） すいません。質問は何かございますか。

○5番（嶋村 淨君） 質問は、農機具の保有状況と、 がなぜ買うことになったのか。を教えてください。

○事務局（渡辺昌也君） 事務局です。

なぜ今回は かというところのご質問なんです、直接聞いているわけではないんですが、今後 さんのほうでやるというときに、 のほうが の さんをやられているということがあって、 の名前で今回申請を受けているんじゃないかということが考えられるんですが。

もう一点の農機具の保有状況なんです、直接確認はしていないので今のところは分らないです。申し訳ございません。

○会長（小川達男君） ほかにありますか。

（発言する人なし）

○会長（小川達男君） それでは、ご質疑、ご意見等はないようですので、採決いたします。

7 番の志多見地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手なし）

○会長（小川達男君） 挙手なしでありますので、不許可とすることに決定をいたします。

次に、8 番の志多見地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図 7 ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は効率的に経営規模拡大を行うことができるため、譲渡人は後継者もいなく、また年齢面からも今後農業に従事できないためとなっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われま。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○8 番（松本榮次郎君） 8 番、松本です。

この畑は、私が生産、耕作をしていた畑でございますが、私の家と さんは という関係の中で、私がやっていました。実は さん本人は、もう高齢者で施設に入っていて、 さんに確認をすることにいたしました。 さんの話では、もう が管理できないので、畑を転売したいというふうな話がありましたので、ちょうど私も中間管理の会長をやっていたので、その話を聞き、たまたま の か

ら来ている　　さん、この人が今、私どもの地元の　　地区のところに住所を構えるということで、実際今作業場が、かなりの農機具がそろっていきまして、それと、その　　さんの話では、今、　　地区に2町ぐらい、　　に2町ぐらい、できれば15町ぐらいやりたいというような話が、積極的に話がありました。作業の環境はかなり整っておりまして、特に問題ないというふうに判断したんですけれども、もうこちらに　　から移住して5年ぐらいたつので、ぜひお願いしたいという話もありまして、代理人にお願いして一応進めているところでございます。

特に問題ないというふうに判断いたしました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

○会長（小川達男君）　ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君）　ないようですので、採決いたします。

8番の志多見地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君）　挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、9番の北川辺地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君）　ご説明いたします。

位置図8ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は規模拡大を図るため、譲渡人は高齢で耕作することができないためとなっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君）　ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○4番（山岸和男君）　4番、山岸です。

この案件につきまして、　　の　　さんなんですけれども、時間的にちょっと合わなかったもので、私が19日に電話で聞き取りをしました。それで、改めて24日に荻原、新井

両推進委員と現地を確認しました。

現地は、今、麦が作付してありました。

お二人は、 さんと さんは で、 さんはちょっと なので、前からいろいろ さんより相談を受けていたということで、農地を売りたいと、そういうことだったので、売買で今回話がまとまり、今回の申請となりました。

許可相当と判断しましたが、ご審議のほどよろしくをお願いします。

○会長（小川達男君） ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

9 番の北川辺地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、11 番の北川辺地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図10ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は、自宅に隣接し、効率的に耕作ができるため、譲渡人は、譲受人が耕作したほうが効率がよいためとなっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○4 番（山岸和男君） 4 番、山岸です。

この案件につきまして、24 日に推進委員の荻原さんと新井さんの3人で、 さんと現地で確認と聞き取りをいたし、そのとき さんも自宅におりましたので、この位置図の申請地のちょっと斜め上、ここが さんのおうちだそうです。

申請地は、15 年ほど前から貸して作ってもらったところ、今回売買で話がまとまっ

て申請となりました。

現場の状況から許可相当と判断しましたので、ご審議のほどよろしくをお願いします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

11番の北川辺地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、12番の元和地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図11ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は以前より土地を借りて耕作しているため、譲渡人は高齢になり規模縮小のためとなっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○13番（中島利雄君） 13番、中島です。

2月19日に、推進委員の落合さんと2人で現地確認に行っていました。現地で譲受人の さんにお会いし、いろいろお話を伺っていました。

譲渡人の さんと会社勤めが一緒とのことでした。それで話が出て、 さんが野菜を作りたい、土地が欲しいとのこと、ちょうど話がまとまったそうでございます。それで売買となったそうでございます。土地も手頃で、 と2人で野菜作りができると喜んでおりました。

その結果、何ら問題なしと判断いたしました。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小川達男君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

1 2 番の元和地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小川達男君) 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、1 3 番の豊野地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(渡辺昌也君) ご説明いたします。

位置図 1 2 ページをご覧ください。

本案件は、贈与による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は経営規模拡大のため、譲渡人は自分で耕作することができないためとなっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われます。

以上です。

○会長(小川達男君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○6 番(金子勇一君) 6 番、金子です。

2 月 2 0 日に地区担当推進委員の坂田さんと共に、譲受人代理の さんから聞き取り調査、現地調査を実施いたしました。

この案件は、譲渡人、 さんの 、 さんが他界したときに親族の話し合いで
の譲受人 さんが相続することとなっておりました。諸般の事情で相続登記できない
まま現在に至ったとのことでした。そのため、今回整理することとしたということです。

譲受人代理の さんによりますと、以前から譲受人の さんが譲渡人の

さんの農地を耕作管理していました。現状もそのとおりでございました。また、譲渡人、
さんは、譲受人、 さんの の関係にあります。譲渡人は遠方に居住し
ており農地を管理できないことから、譲渡することとなったとのことでした。

このようなことから、農地法の許可基準を満たしていると思われますので、許可相当と判断したところでございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

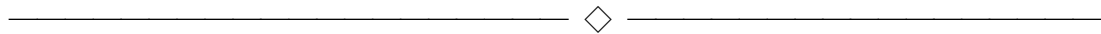
（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

13番の豊野地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。



◎議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小川達男君） 次に、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」の3件を議題といたします。

初めに、1番の鴻基地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図13ページ及び現況図4-1をご覧ください。

本案件は、以前より住宅の進入路として利用されてきましたが、今後においても住宅の進入路として使用していくことから許可を取得するもので、必要添付書類が整えられています。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、現在、申請地は宅地の進入路として利用されている状況であります。始末書が添付されており、今後においても住宅の進入路として使用していくことから、やむを得ないと思われま。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○15番（小坂 実君） 15番、小坂です。

2月19日に推進委員の泉津井さんと現地を確認してまいりました。

現地には、申請者の さんと代理の さんがおりまして、2名からお話をいただきました。

さんに聞きますと、この進入路はもうずっとおじいさんの代からこの状態で、畑をつぶして進入路として使っていたそうです。現在は舗装されておりました。旧の道路は、この地図を見てももらったら分かりますように、地図の一番下に道路と書いてありますけれども、現在使われていないんですけれども、約2メートルぐらいの幅の道路しかありませんでした。とてもこれではリヤカーぐらいしか通れない道なので、今この進入路で、新しい進入路でトラクターとか自家用車等、今進入路として使っているそうでございます。

許可相当と判断いたしました。よろしくご検討のほど、お願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

1番の鴻基地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、2番及び3番の北川辺地区の案件については関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図1 4ページ及び配置図4-2、4-3をご覧ください。

まず、本案件は、宅地部分に住宅の建築をしようとしたところ、進入路部分が農地であることが判明したため申請をするものです。また、隣接地に農家住宅を建築するため、新たに物置の進入路としても必要となることから、こちらについても許可を要するもので、必要添付書類が整えられております。

現地調査を行った結果、どちらも第2種農地と判断され、農家住宅の進入路につきましては宅地部分に自己用住宅を建築しようとしたところ、進入路部分が農地であることが判明したため申請するもので、始末書が添付されております。また、既存の出入口が農地であることが判明したため申請するものも、もう一件ございます。

なお、既存の納屋の一部が農地に建っている状況でございますが、そちらにつきましても始末書が添付されております。

両案件とも今後においても使用していくことから、やむを得ないものと思われま

以上でございます。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○4番（山岸和男君） 4番、山岸です。

この案件につきまして、24日、推進委員の荻原さん、新井さんと3人で さんのお宅を訪ね、代理人の さん——この人は だそうです——に立ち会ってもらってお話を聞いたところ、自己用住宅の建て替えを計画したところ、進入路が農地だったということで、農家住宅のほうと物置のほうと両方を改めて申請するものです。

許可相当と判断しましたが、ご審議のほどよろしくお願いします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

初めに、2番の北川辺地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、3番の北川辺地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

これで休憩に入ります。

再開は3時から開始いたします。

休憩 午後 2時48分

再開 午後 3時00分



◎開議の宣告

○会長（小川達男君） それでは、再開いたします。



◎議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小川達男君） 議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の11件を議題といたします。

初めに、1番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図15ページ及び配置図5-1をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、太陽光発電施設を設置するものです。

今回の申請に当たり現地調査を行ったところ、申請地の周辺は譲受人が所有する太陽光発電施設が設置されている場所ですが、申請の農地については既に太陽光発電施設が設置されており、農地法違反の状態でございます。

なお、立地基準においては、現地調査を行った結果、第2種農地と判断されております。

本件に関しまして、譲受人に対し、農地に設置されている太陽光発電施設について撤去するよう指導してまいりましたが、そのような中でも申請書の提出があり、取下げしていただくよう説明してまいりましたが、本日まで取下げ書の提出はございませんでした。

事務局といたしましては、農地に太陽光発電施設が既に設置されている状況ですので、まずは農地に復元していただくことが必要であると判断いたします。

以上でございます。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9番（小山治延君） 9番、小山です。

2月19日、増川推進委員と現地調査及び聞き取りに行ってきました。

この申請地は、既に太陽光発電が設置されており、一度許可が下りなかった案件です。今回新たに案件が上がってきました。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○次長（前島勝己君） 事務局から補足させていただきます。

この案件、今日午前中、担当のほうが一応現地を確認しに行きました。パネルを外すよう

に指導しておりますが、本日の午前中もパネルが外されていない状況は確認しております。

○会長（小川達男君） 本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

○7番（小川達夫君） 7番、小川です。

この5－1の配置図のほうを見ますと、本物件の周りが全て太陽光の設備が整っておりますけれども、これは一団の開発したところだと思いますけれども、これは全てが

の所有地で、全てが、設備も の設備か、その辺をお聞きしたいです。

○次長（前島勝己君） ご質問にお答えします。

こちらの太陽光については、ほぼ の所有物になります。この中にハウスが一部ありまして、農業をやられている方もいらっしゃいます。

こちらの案件については、当初は計画して、何らかの理由でそこを抜いた形で申請をして太陽光が設置された状況です。本来ならばここも最初に転用をすれば、何の問題もなく設置できたのですが、今回については、申請と工事が逆になっております。

○7番（小川達夫君） ありがとうございます。

○会長（小川達男君） ほかにありますか。

（発言する人なし）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

1番の水深地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手なし）

○会長（小川達男君） 挙手なしでありますので、不許可相当とすることに決定いたします。

次に、2番の三俣地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図16ページ、17ページ及び平面図5－2①、断面図5－3②をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借権（2か月）により土地を借り受け、農地改良（一時転用）を行うもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、農用地（青地）と判断され、2か月間の一時転用であり、盛土をし、耕作が可能な土地にするため農地改良工事を行うことから、やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査

の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番（小川達夫君） 7番、小川です。

2月17日の土曜日に田村推進委員さんと現地を確認後、譲受人の の
と面談をしてまいりました。

現地は大変低い場所になっておりまして、アシだとかカヤが生えている放置農地状態でありました。ただ、配置図から見ても分かるように、前の道から空き家がある住宅のところまで の所有地で、いずれも放置農地だったところ、埋め立てをして、現在は小麦がまいてございます。大変立派な農地変わっております。

その延長部分ということで、 さんが引き続き小麦を生産する土台づくりを行う
ということでした。

その後、 の に電話で確認したところ、ほとんどこの周りは自分の所有地であり、一体の畑作地をつくるための土地改良だということで聞いてまいりました。土地改良したところはきれいに小麦が生産されておりまして、大変管理状況は素晴らしいものでありました。

放置農地解消にも寄与するため、本件、何ら問題なしと判断してまいりました。ご審議よろしくお願い申し上げます。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

2番の三俣地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、3番の大越地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図18ページ及び太陽光発電システム配置・平面図・側面図の5-3をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、太陽光発電施設とするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、既存の太陽光発電施設に近接して

以上です。

○10番（須藤秀夫君） 10番、須藤秀夫です。

[illegible]

案件の土地は定期的に管理されているようで、遊休地にはなっていませんでした。また、周囲には耕作している田畑はなく、太陽光設置の影響はないと思います。管理体制は、年2回の除草作業、そのほか随時環境整備に当たり、事業名、連絡先を明示しておくとのことでした。該当する周りはフェンスで囲い、安全を確保するとのことでした。

このようなことから、本件申請は状況を確認した結果、農地法の許可基準を満たしていると思われますので、許可相当と判断をいたしました。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○会長（小川達男君）　ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

3 番の大越地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、4番及び5番の志多見地区の案件については関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君）　ご説明いたします。

位置図 19 ページ及び配置図 5-4、5-5 をご覧ください。

5 条の 4 番と 5 条の 5 番は、譲受人が同一で関連がございますので、一括にてご説明いたします。

本案件は、譲受人が売買及び賃借権（30 年）により土地を取得及び借り受け、駐車場の敷地拡張をするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、両案件とも第 2 種農地と判断され、近接地において事業用車両の駐車場として使用していますが、事業の拡大及び円滑な業務遂行のため、当該地を駐車場として敷地拡張したいとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われまふ。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○8 番（松本榮次郎君） 8 番、松本です。

この案件について、地区の夢川推進委員さんと代理人の さんと私と 3 人で現場確認し、説明を聞くことにいたしました。

まず、19 ページの図示を見ていただければ分かるように、 と 、これが さんの土地でございまして、それで 、これが さんの土地でございまして。この土地は、現在草もきれいに管理されて、整理されておりました。

元々 さんが事業を拡大するということで予定計画していたということで、 さんに話があり、 さんからいろいろ説明を聞き、特に確認、説明した結果、許可相当と判断いたしました。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

初めに、4 番の志多見地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、5 番の志多見地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手を

お願いします。

(挙手全員)

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、6番の志多見地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図20ページ及び配置図の5-6をご覧ください。

本案件は、譲受人が賃借権（20年）により土地を借り受け、駐車場とするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、既存施設の増改築に伴い、既存の敷地内における駐車可能な台数が減少することに伴い計画したことから、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われれます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○8番（松本榮次郎君） 8番、松本です。

この案件について、2月20日午後、地区担当の夢川推進委員さんと、譲受人と譲渡人はさんということで、同じ方でございます。その方と私と3人で、現場をまず確認させていただきました。

現場については、畑で、いつの間にか駐車場に整備したんですけれども、多分いろいろ事務局に出して、これはまずいということで、一度畑に戻されていました。

内容については、この場所については、 さんは、 ということで
の でもあるんですが、ここの事業拡大ということで、従業員の駐車場が不足しているということで、たまたまこれは が 市、川を挟んで奥が 市ですけれども、手前が加須市で、その加須市の土地のエリアでございました。 さんからいろいろ説明を聞き、駐車場を拡大したいということで説明を受けたところです。

特に問題ないというふうに判断し、許可相当と判断いたしました。ご審議のほど、よろしくをお願いします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

6 番の志多見地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、7 番の田ヶ谷地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図 2 1 ページ及び土地利用計画図 5－7 をご覧ください。

本案件は、譲受人が土地を取得し、自己用住宅を建築するための進入路を転用するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第 1 種農地と判断されますが、農地法施行規則の第 1 種農地の不許可の例外に該当し、自己用住宅を建築するための進入路であり、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われまふ。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11 番（関 弘明君） 11 番の関と申します。

2 月 1 9 日月曜日に、推進委員の清水さん、そして本申請の代理人であります さんに立ち会っていただき、現地確認を行うとともにお話を伺ってまいりました。

申請地は畑ですが、作付はされておひませんが、管理はされておりましたので特に問題はないと思ひます。

今回の申請ですが、譲受人は現在市内の のアパートに住んでおります。子供も成長し手狭になったことから、空き家になっている宅地を購入し、家の建て替えを行うことになったところですが、進入路を確保する必要があるため、農地転用許可を申請するものでございます。

譲渡人につきましては、相続で本件土地を取得したところですが、住まいが ということで、知人に管理だけをお願いしているとのことでした。

配置図の 5－7 を見ていただきたひのですけれども、右側に宅地部分があります。これは建物ごとこの宅地を買い受けまして、家の建て替えを行うところなんですけれども、進入

路が必要というところで、今回許可申請が出たんですけれども、その図面にあるとおり、今まで住んでいた方の進入路が既にあります。法定外道路ということで、既存で進入路があるところなんですけれども、それに加えて今回進入路を確保するというので、4メートルの進入路の農地転用なんですけれども、現地で見ますとちゃんとくいが打ってありまして、確認ができたんですけれども、進入路自体が非常に幅が広いといえますか、7メートルから8メートルぐらいの進入路になってくるんですけれども、農業委員会として、それだけの進入路を確保する必要があるのか、転用許可するのは必要最小限でいいのかなというようにことも考えましたので、事務局に一応確認をしました。

結果、市の建築部門に確認したところ、建築基準法の定めによりまして、法定外道路とは別に幅員4メートルの進入路を確保する必要があるという回答でした。

それと、配置図の進入路の入口のところに四角い土地がありまして、これは登記地目は雑種地になっているんですけれども、ここにつきましても進入路として利用していくというところで、今回一緒に取得をしていくということを伺いました。

こういう状況ですけれども、農地法5条の許可要件を満たしていると判断しまして、許可相当と判断してまいりました。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

7番の田ヶ谷地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、8番の高柳地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図22ページ、土地利用計画図5-8をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建築条件付売買予定地（3区画）とするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得な

以上です。

○5番（嶋村 浄君） 5番、嶋村です。

現地はきれいに管理されておりました。

さんは ですけども、 の手助けを借りながら、トラクター
てしまえばもう機械は得意なものですから問題なかったんですけども、残念ながら
前に が まして、 さんも がいないと機械になかなか乗れ
のですから、泣く泣くですね、やっぱり諦めざるを得ないんで、田んぼもあつたん
ですけども、田んぼもほかの方にやってもらう形になりました。

○会長（小川達男君） ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

8番の高柳地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、9番の北川辺地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君）　ご説明いたします。

位置図23ページ、土地利用計画図5-9をご覧ください。

本案件は、譲受人が賃借権（20年）により土地を借り受け、資材置場とするもので、必

要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、譲受人は加須市や において安全フェンスや足場資材等を使用する建築工事の施工を行っているが、現在の資材置場では不足しているため計画したものであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われる。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○4番（山岸和男君） 4番、山岸です。

この案件につきまして、24日に推進委員の荻原さんと新井さんと3人で現場確認をいたしました。19日に、電話で の さんとお話を私が聞きました。

現地確認をしたところなんですけれども、現場は管理はされておまして、植木と桜と梅、背丈は2メートルぐらいなんですけれども、六、七本植えてありました。電話で聞き取りしたところ、 は なんですけれども、 駅近くに会社がありまして、申請地まで車で10分か15分ぐらいのところなんです。それで、この配置図によりますと、申請地付近、 、 辺りのアパートを維持管理しておるといふところなので、現場で申請地に資材を置きたいということで今回の申請になりました。

譲渡人の さんなんですけれども、相続で取得した土地なんです、高齢のため、また に住んでいるということで管理ができないことから、賃貸借の申請となりまして、許可相当と判断しましたが、ご審議のほどよろしくをお願いします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

9番の北川辺地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、10番の原道地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図24ページ及び土地利用計画図5－10をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、車両置場とするもので、中古車販売を行う場合は古物商の資格が必要となり、今回、古物商の資格証が添付されております。また、法人登記簿や会社の定款が添付されており、自動車を販売を行っていることが確認でき、必要添付書類が整えられております。

現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、自動車販売業を営んでおり、商品車や修理車の自動車置場として使用したいとのことであり、希望する土地の面積や土地の売買代金であるため今回計画したもので、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

す。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○3番（瀬下京子君） 3番、瀬下です。

2月20日に、田村推進委員と譲受人の代理であります の さん立ち会いの下、現地確認を行ってまいりました。

現地はきれいに管理をされておりました。

譲渡人の さんは相続で取得されましたけれども、 が亡くなってからはご近所の方に耕作をお願いしておりました。しかし、今回その方が体調不良のためということで返されてしまったということで困っていたところに、今回の譲受人の さ

んを紹介されて、今回の申請になりました。

譲受人の さんは、オークションで中古を買って整備し、販売をするというお話でした。現在は使用中の車両置場が にあるということで、そこを間借りをしている状態で狭いので、今回その車両置場として使いたいというお話でした。

問題はないと、やむを得ないと判断してまいりましたが、今回少しちょっと不安なところがありまして、この議案書が上がってくる前にちょっとお話がありまして、ご近所の方からご相談がありまして、 の方に売るんだという話が独り歩きしてしまいま

して、はっきり申し上げますと、申請地の左側に とあるのですが、ここが私の

です。そこをずっと右側のほうに行くと、旧利根川の土手の名残があるんですけれども、そこの上のところに、ちょっとこの地図がもう切れているんですけれども、そ

ここに本来、女性の方が住んでいらっしゃる家がありまして、そこが広大な土地、山林だったと思うんですけれども、広大な土地だったんですが、突然 系の方が住み始めまして、そこにヤードですか、ヤードという感じで何人も、多いときで10人ぐらい来て解体をしているということで、私たちの周辺は昔から住んでいらっしゃるおじいちゃん、おばあちゃんが多いので、そういう方がいらっしゃるから、挨拶をしても向こうは返事しない、にらみつけられるという、そういう不安があったがために、今回この議案書が上がってくる前にご近所の方、二、三人の方がうちにいらっしやいまして、瀬下さん、何とかしてくれと、 の人には売らないでほしいと、そういうふうに言われたのですが、今回の件に関しては法的には全然問題はないと思うので、やむを得ないと判断してきたんですけれども、 の先生に直接お話を聞いて、この代表の さんは 国籍だったらしくて、それで日本国籍を取得して、一人で今こういう会社をやっている真面目な方ですと。ですから、そういう外人の方がたくさんいらっしゃるとか、そういうことはないと思うので安心して下さいというお話を聞けたので、私も相談に来た方に一人一人言って、大丈夫ですよというお話をしたんですけれども、やはり、ヤードじゃないからとは言われたんですが、高い塀だとか、そういうものをやっぱり建てられてしまうと、ちょっと外観的にも不安になる方がたくさんいらっしゃるということを、私は さんのほうにお話をしておりますので、それはしないというお約束の下、やむを得ないと判断してまいりました。

やっぱり近くですので、譲渡人の さんも知っておりますので、私が農業委員をやっている限り見回って、今後見守っていきたいなと思います。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

10番の原道地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、11番の豊野地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図25ページ及び土地利用、造成、給排水計画平面図の5-11をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○6番（金子勇一君） 6番、金子です。

2月19日に地区担当推進委員の坂田さんと共に、譲受人代理の さん、それと譲渡人の さんから聞き取り調査、現地調査を実施いたしました。

譲渡人、 さんによりますと、ここは以前、稲作をやっていましたが、高齢となって管理だけになってしまいました。その管理も大変になったので、今回処分をすることにしたいとのことです。

現状はきれいに管理されている農地で、転用後は東側が農地に接することとなりますけれども、耕作に支障はないように見えました。

このようなことから、農地法の許可基準を満たしていると思われますので、許可相当と判断したところでございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

11番の豊野地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

◇

◎議案第４号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小川達男君） 次に、議案第４号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第５条第１項に係る農用地利用集積計画（中間管理機構分）の決定について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

別紙議案第４号をご参照ください。

令和６年（農地中間管理事業分・２月分）農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第５条第１項に係る農用地利用集積計画でございますが、今回ご審議いただきますのは、農地中間管理事業に基づき、農地中間管理機構への利用権設定案件でございます。新規分合計２６６筆、面積２７万４，００３．６４平方メートルとなっております。

この集積計画が本総会で決定されますと、市担当の農業振興課において告示の手続が行われ、法的効力が発生するものでございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

議案第４号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第５条第１項に係る農用地利用集積計画（中間管理機構分）の決定について」、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、承認とすることに決定をいたします。

◇

◎議案第５号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小川達男君） 次に、議案第５号「農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条に

係る農用地利用集積等促進計画の決定について」を議題といたします。

この案件につきましては、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定にある「農業委員会の委員は、自己又は同居親族若しくは配偶者に関する事項については、議事に参与することができない。」ということに、中島利雄委員が該当しますので、議事の間、退席をお願いします。

(中島利雄委員 退室)

○会長（小川達男君） 事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

別紙議案第5号をご参照ください。

令和6年（2月分）農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用集積等促進計画（案）につきましては、加須市長より意見を求められております。

促進計画につきましては、借受けを希望した方に、農地中間管理機構が借り受けた農地を再配分したものです。それを受けて、希望者への農用地の貸付けが適当であるかの審議をよろしくお願いいたします。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用集積等促進計画の決定について」、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、同意とすることに決定をいたします。

議案第5号の審議が終了しましたので、退席している中島委員の入室をお願いします。

(中島利雄委員 入室)

○会長（小川達男君） これで休憩に入ります。

再開は4時にいたします。よろしくお願いいたします。

休憩 午後 3時50分

再開 午後 4時00分



◎開議の宣告

○会長（小川達男君） それでは、総会を再開いたします。



◎議案第6号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小川達男君） 議案第6号「加須農業振興地域整備計画の変更について」を議題といたします。

まず、審議に入ります前に本日の進め方について、委員の皆さんにご了解をいただきたいということでございますので、事務局より説明をお願いします。

○農業振興課長（野中 裕君） 農業振興課長の野中と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

議案第6号の加須農業振興地域整備計画の変更につきまして、ご説明をさせていただきます。

恐縮ですが着座にて説明させていただきます。

農業振興地域整備計画は、市として特に農業の振興を図っていく地域を農用地区域として設定する計画です。

農用地区域内の農地については、優良農地として確保・保全していく農地であるため、原則として転用等による非農業的な土地利用ができないことになっております。農用地区域内の農地をやむを得ず分家住宅や資材置場、駐車場、敷地拡張などのために利用する場合は、当該農地を農用地区域から除外する申出が必要となります。

今回、事業計画者から除外の申出があった事案について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき、市長が農業委員会へ当計画の変更に当たってのご意見をお伺いするものでございます。

議事の具体的な進め方でございますが、議案書の総括表、こちらの左から2列目に、農用地区域番号ということで、農用地区域番号別にA、B、Cとアルファベットを記載してお

りますが、説明はアルファベットごと一括して農業振興課の担当から説明をさせていただきます。

その後、ご質問、ご意見を伺い、各案件に対して農業委員会としての意見を付すかどうかを決めていただきますので、よろしくお願いいたします。

○会長（小川達男君） ただいまの説明のとおり進めることでよろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○会長（小川達男君） それでは、最初に、農用地区域からの除外案件の事案番号1番について、農業振興課の担当から説明をお願いします。

○農業振興課（関田 毅君） 農業振興課の関田と申します。よろしくお願いいたします。

初めに、農振除外の担当者をご紹介しますと思います。

騎西支所のほうからお願いいたします。

○騎西総合支所（関根祐葵君） 騎西総合支所農政建設課の関根と申します。本日はよろしくお願いいたします。

○北川辺総合支所（橋本和彦君） 北川辺総合支所農政建設課の橋本と申します。よろしくお願いいたします。

○大利根総合支所（岡田剛行君） 大利根総合支所農政建設課、岡田と申します。よろしくお願いいたします。

○農業振興課（足立直弥君） 農業振興課、足立と申します。よろしくお願いいたします。

○農業振興課（関田 毅君） 以上です。よろしくお願いいたします。

それでは、着座にて説明させていただきます。

皆様には事前に資料として4種類の、A4横版の加須農業振興地域整備計画の変更について（10月受付分）加須農業振興地域整備計画変更申出地総括表と、これですね、A4判の総括表が1部と、同じくA4横版の除外の位置図及び事業計画図、こちらですね。同じくA4横版の、今度は10月受付分の編入の位置図及び農振図、これですね。「編入」と書いてあります、10月受付分の編入。同じくA4、今度は縦版の加須農業振興地域の農業の振興に関する計画、A4縦版のこういう冊子のやつがあります。これを1部ずつお配りしております。

また、本日追加資料としてA4縦版の地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画（通称27号計画）についてを1部お配りしております。一枚紙の裏表になっている、こういう一枚紙のやつをお配りしております。

まず、資料の見方などを簡単に説明させていただきます。

まず、総括表でございます。

1枚めくっていただきまして、表の左1列目から順に事案番号、農用地区域番号となっており、4列目からは該当する土地の所在地や地目、地積、事業計画面積と続き、その後に除外事由、事業計画者、土地の所有者となっております。

そして、表の一番右の列の備考欄に、事業計画者の現状や事業を計画した理由などを記載しております。

令和5年10月の申出のうち、農用地区域からの除外の案件につきまして、地域別では、加須地域が3件、騎西地域が5件、北川辺地域1件、大利根地域1件、除外事由別では、分家住宅が6件、敷地拡張が3件、農業用施設が1件となっております。その他、農用地区域、通称青青への編入案件は、加須地域で1件ございます。

次に、加須農業振興地域整備計画の変更について（10月受付分・除外）の位置図及び事業計画図をご覧ください。

表紙を1枚開いていただきまして、事案番号順に見開きになっておりまして、左上に事案番号を記載しております。開いていただいた上の部分の図面が位置図、下の部分が事業計画図となっております。

次に、加須農業振興地域整備計画の変更について（10月受付分・編入）の位置図及び農振図をご覧ください。

表紙を1枚開いていただきまして、事案番号1になっておりまして、左上に事案番号を記載しております。開いていただいた上の図面が位置図、下の図面が農振図となっております。

続いて、加須農業振興地域の農業の振興に関する計画と地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画（通称27号計画）の策定についてをご覧ください。

これは、農振法施行規則第4条の5第1項第27号に基づき、加須市が策定する地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画、通称27号計画の案となっております。加須農業振興地域整備計画を補完する計画になります。

土地改良事業の完了後、8年未経過の受益地につきましては原則除外ができませんが、27号計画で種類、位置、規模が定められている施設の用に供する土地について除外できることとするものです。

除外を許容できる受益地・施設については、A4判両面印刷の一枚紙の地域の農業の振興

に関する地方公共団体の計画（通称２７号計画）の策定についてをご確認ください。

今回の議案第６号の総括表の中では、事案番号２番と９番の敷地拡張２件が対象の事案となります。

以上で説明を終わりにします。

それでは、資料のご説明をいたしますので、総括表と除外の位置図及び事業計画図をご覧になりながらお聞きください。

○農業振興課（足立直弥君） 最初に、総括表の農用地区域からの除外案件の事案番号１番で、農用地区域番号Ａ、分家住宅が１件になります。

事案番号１番ですが、除外事由は分家住宅で、除外が完了した場合は第１種農地となります。

事業計画者はと２人でアパートに居住しておりますが、子供が生まれた場合、手狭となるため、所有者であるのの承諾を得て今回の計画となっております。

申出地は、の実家と道路を挟んで隣接しており、お互いに助け合いながら生活することで生活の利便性が向上することが見込まれます。

なお、残地につきましては、引き続き農地として活用する予定のため、計画地の南側が農用地区域外（白地）農地となりますが、今回の除外と併せて残地を農用地区域に編入する予定です。

事案番号１番につきましては以上です。

○会長（小川達男君） ただいま担当から説明がありましたが、本件についてご意見、ご質問がありましたらお聞かせください。

ありますか。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご意見等はないようですので、確認いたします。

事案番号１番については、やむを得ないものと認め、農業委員会として意見を付さないこととよろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○会長（小川達男君） それでは、意見なしと決定をします。

次に、事案番号２番について担当から説明をお願いします。

○農業振興課（足立直弥君） 次に、事案番号２番で、農用地区域番号Ｂ、敷地拡張が１件となります。

事案番号2番ですが、除外事由は敷地拡張で、除外が完了した場合は第1種農地になります。

事業計画者は農業者で、居住目的で既存の農家住宅を購入し、建て替えをしようとしたところ、接道の幅が現在の建築基準法を満たしていなかったことから、進入路の拡張について計画の申出がありました。

申出地は、県営かんがい排水事業（手子関）の事業完了後8年未経過の受益地となるため、加須農業振興地域の農業の振興に関する計画に、農業の振興を図るための施設として掲載する予定です。

事案番号2番の説明は以上です。

○会長（小川達男君） ただいま担当から説明がありましたが、本件についてご意見、ご質問等がありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご意見等はないようですので、確認いたします。

事案番号2番については、やむを得ないものと認め、農業委員会として意見を付さないことでよろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○会長（小川達男君） それでは、意見なしと決定します。

次に、事案番号3番について担当から説明をお願いします。

○農業振興課（足立直弥君） 次に、事案番号3番目、農用地区域番号C、農業用施設が1件となります。

事業計画者は農業者で、施設園芸を営んでおります。

計画地には、昭和49年頃から農作業小屋が建っており、周辺の農業者が共同で使用しておりましたが、農地法・農業振興地域の整備に関する法律の手続を行っていなかったことから、現在の利用者である計画者より是正を含めた申出がありました。

申出地は、計画者のビニールハウスと隣接しており、周辺の営農等への支障が少ないことから除外はやむを得ないと考えられます。

事案番号3番の説明は以上となります。

○会長（小川達男君） ただいま担当課から説明がありましたが、本件についてご意見、ご質問がありましたらお聞かせください。

どうでしょうか。

どうぞ。

○1番（高橋雅一君） 1番、高橋です。

ちょっと自分もこういう案件は初めてなので、ちょっと質問したいんですけども、既存のものがあるということによろしいんですか。

○会長（小川達男君） 答弁をお願いします。

○農業振興課（足立直弥君） 事案番号3番については、既存の農作業小屋が建っておりまして、中でキュウリの箱詰めなどの作業のほうを行っております。元々昭和49年頃から、この地域の施設園芸農家さんたちが集まって作業をするために建てたということだったんですけども、手続のほうを行っていなかったんで、今回改めて適切な状態にしたいということと、追加で駐車場とトイレのほうを整備したいということの申出事項がありました。

○会長（小川達男君） よろしいでしょうか。

○1番（高橋雅一君） また更地にするとかという話ではないということによろしいんですね。

○農業振興課（足立直弥君） そうですね、はい。

○1番（高橋雅一君） 分かりました。

○会長（小川達男君） ほかにありますか。

どうぞ。

○12番（松本 昇君） 昔よくここの、こういう事業を私も担当していた一人でしたけれども、ここは農業構造改善事業でハウス組合をつくりまして、それでその中に、こういう休憩所みたいなのを造ったりしていた記憶がございますが、ただ、昭和49年ぐらいに、第1次農業構造改善事業だったと思います。一応、参考に。

○会長（小川達男君） ほかにはどうですか。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご意見等はないようですので、確認いたします。

事案番号3番については、やむを得ないものと認め、農業委員会として意見を付さないことによろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○会長（小川達男君） それでは、意見なしと決定します。

次に、事案番号4番、5番、6番、7番、8番については、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定にある「農業委員会の委員は、自己又は同居親族若しくは配偶者に関する事項については、議事に参与することができない。」ということに、

委員が該当しますので、議事の間、退席をお願いします。

(委員 退室)

○会長（小川達男君） それでは、担当課から説明をお願いします。

○騎西総合支所（関根祐葵君） 事案番号4番から8番で、農用地区域番号E、分家住宅が4件に敷地拡張が1件になります。

事案番号4番ですが、除外事由は分家住宅で、除外が完了した場合は、第1種農地になります。

事業計画者は と2人でアパートに暮らしておりますが、子供が生まれた場合に手狭になるため、所有者である の承諾を得て、今回の計画となっております。

申出地は実家と隣接しており、お互いに助け合いながら生活することで生活の利便性が向上することが見込まれます。

なお、残地につきましては引き続き農地として活用する予定です。

続きまして、事案番号5番です。除外事由は分家住宅で、除外が完了した場合は第1種農地になります。

事業計画者は と2人で借家に暮らしておりますが、子供が生まれた場合に手狭になるため、所有者である の承諾を得て、今回の計画となっております。

申出地は実家と隣接しており、お互いに助け合いながら生活することで生活の利便性が向上することが見込まれます。

なお、残地につきましては引き続き農地として活用する予定です。

事案番号6番です。除外事由は分家住宅で、除外が完了した場合は第1種農地になります。

事業計画者は と2人でアパートに暮らしておりますが、子供が生まれた場合手狭になるため、所有者である の の承諾を得て、今回の計画となっております。

申出地は の実家と隣接しており、お互いに助け合いながら生活することで生活の利便性が向上することが見込まれます。

続きまして、事案番号7番、除外事由は分家住宅で、除外が完了した場合は第1種農地になります。

事業計画者は と の3人でアパートに暮らしておりますが、手狭になってきたため、所有者である の承諾を得て、今回の計画となっております。

申出地は実家と隣接しており、お互いに助け合いながら生活することで生活の利便性の向上が見込まれます。

なお、残地についても引き続き農地として活用する予定です。

事案番号 8 番、除外事由は駐車場の敷地拡張で、除外が完了した場合は第 1 種農地になります。

事業計画者は運送業、倉庫業を営んでおります。今後、事業を拡大するに当たり配置する車両を増やすことで、今回の計画となっております。

申出地は、営業所兼駐車場と水路を挟んで隣接しており、周辺の営農に支障は出ないと思われま。

事案番号 4 番から 8 番までの説明は以上です。

○会長（小川達男君） ただいま担当から説明がありましたが、本件についてご意見、ご質問等がありましたらお聞かせください。

○11 番（関 弘明君） 11 番の関と申します。

6 番なんですけれども、除外の面積が 512 平米となっていて、ほかの除外のを見ますと、例えば 1 番ですと 499 にしているのと、7 番ですと 500 にしていると。6 番は 512 のままなんですけれども、建築する土地の面積の関係もあるのかと思うんですけれども、その辺はどういう形で整理されているのでしょうか。

○騎西総合支所（関根祐葵君） 今回、一応基本的には 500 平米以内というのが決まっているんですけれども、事業の計画図を見てもらうと分かると思うんですけれども、ちょっと形が旗状地になっていまして、その部分で旗状地の、これで言うと南側になるんですけれども、図で見ると左のほうになるんですけれども、そちらだけ残すという形であると残地の使用性というのが限られてしまうので、今回は排水路をこちらの西側のほうに持っていくということも含めて、500 平米以上でもやむを得ないという形で除外の計画をしております。

○11 番（関 弘明君） ありがとうございます。

12 平米残地が出てもしようがないよねというのはよく理解できるんですけれども、建築基準法とか都市計画法とか、そういった上は、512 でも問題ないということによろしいわけですか。

○騎西総合支所（関根祐葵君） 一応、500 平米以上でも問題ないという形で建築のほうの意見も出ていますので、問題ないです。

○11 番（関 弘明君） ありがとうございました。

○会長（小川達男君） ほかにありますか。

(発言する人なし)

○会長（小川達男君） ないということでしょうか。

(「はい」と言う人あり)

○会長（小川達男君） ご意見等はないようですので、確認いたします。

事案番号4番、5番、6番、7番及び8番については、やむを得ないものと認め、農業委員会として意見を付さないことでしょうか。

(「はい」と言う人あり)

○会長（小川達男君） それでは、意見なしと決定します。

事案番号4番、5番、6番、7番及び8番の審議が終了しましたので、退席している委員の入室をお願いします。

(委員 入室)

○会長（小川達男君） 次に、事案番号9番について担当から説明をお願いします。

○北川辺総合支所（橋本和彦君） 事案番号9番で、農用地区域番号F、敷地拡張が1件になります。

事案番号9番ですが、除外事由は駐車場の敷地拡張で、除外が完了した場合は第2種農地になります。

事業計画者は食料品製造販売業を営んでおり、隣接する既存工場を一部取り崩し、既存従業員駐車場の敷地を活用して新たな工場を建設するため、新たに従業員駐車場を確保する必要が生じたことから今回の計画となっております。

申出地は、県営かんがい排水事業（北川辺）及び（北川辺領）の事業完了後8年未経過の受益地となるため、加須農業振興地域の農業の振興に関する計画に、農業の振興を図るための施設として掲載する予定です。

申出地は四方を道路や水路等に囲われている農地のため、周辺の営農に支障はないものと思われます。

事案番号9番の説明は以上となります。

○会長（小川達男君） ただいま担当課から説明がありましたが、本件についてご意見、ご質問がありましたらお聞かせください。

大丈夫ですか。

(「はい」と言う人あり)

○会長（小川達男君） ご意見等はないようですので、確認いたします。

事案番号9番については、やむを得ないものと認め、農業委員会として意見を付さないこととよろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○会長（小川達男君） それでは、意見なしと決定します。

次に、事案番号10番について担当課から説明をお願いします。

○大根根総合支所（岡田剛行君） 次に、事案番号10番で、農用地区域番号G、分家住宅が1件になります。

事案番号10番ですが、除外事由は分家住宅で、除外が完了した場合は第1種農地になります。

事業計画者は と の3人でアパートに暮らしておりますが、手狭になってきたため、所有者である の了承を得て今回の計画となっております。

申出地は実家から徒歩5分の距離にあり、お互いに助け合いながら生活することで生活の利便性が向上することが見込まれます。

なお、残地については引き続き農地として活用する予定となっております。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま担当課から説明がありましたが、本件についてご意見、ご質問がありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご意見等はないようですので、確認いたします。

事案番号10番については、やむを得ないものと認め、農業委員会として意見を付さないこととよろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○会長（小川達男君） それでは、意見なしと決定します。

次に、農用地区域への編入案件の事案番号1について、担当課から説明をお願いします。

○農業振興課（関田 毅君） 次に、総括表2の農用地区域への編入案件で、事案番号1番、農用地区域番号Aの1件でございます。

この10月受付分の編入というA4横版の資料をご覧ください。

この事案番号1番ですが、編入事由は周辺の農用地と一体で営農していることによるものです。

編入地は、先ほど説明しました除外案件の1番の分家住宅の計画地の農用地区域外（白

地)と言われる農地の残地となります。

所有者の承諾を得て、農業振興に寄与する目的として農用地区域(青地)に編入するものです。

以上です。

○会長(小川達男君) ただいま担当課からの説明がありましたが、本件についてご意見、ご質問がありましたらお聞かせください。

ありますか。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小川達男君) ご意見等はないようですので、確認いたします。

総括表(2)農用地区域への編入案件の事案番号1番については、やむを得ないものと認め、農業委員会として意見を付さないことでよろしいでしょうか。

(「はい」と言う人あり)

○会長(小川達男君) それでは、意見なしと決定します。

以上で、議案第6号「加須農業振興地域整備計画の変更について」を終了します。



◎報告事項

○会長(小川達男君) 次に、報告事項について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(渡辺昌也君) それでは、報告第1号から第3号についてご説明いたします。

加須市農業委員会議案書の9ページからをご参照ください。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」でございますが、相続による届出について8件で、内容は資料のとおりです。

報告第2号、13ページをご参照ください。

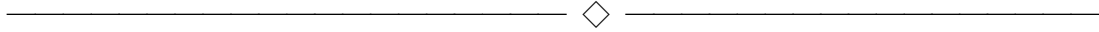
「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について」でございますが、市街化区域の農地転用の届出について8件で、内容は資料のとおりです。

報告第3号、14ページからをご参照ください。

「農地法第18条第6項の規定による通知書について」でございますが、農地貸借の合意解約による届出について134件で、内容は資料のとおりでございます。

以上で報告を終わります。

○会長（小川達男君） 以上で、本日の総会に上程されました議案は全て終了いたしました。
これにて議長の任を降り、進行は司会へお戻しします。



◎閉会の宣告

○次長（前島勝己君） 会長、長時間にわたり大変ありがとうございました。

それでは、最後になりますが、松本職務代理より閉会のご挨拶をいただきたいと思います。
よろしくお願いします。

○職務代理（松本 昇君） 本日はお忙しい中、委員各位におかれましては3時間を超える長時間にわたりまして慎重審議をいただき、ありがとうございました。

これをもちまして、令和6年第2回加須市農業委員会総会を閉会といたします。

閉会 午後 4時35分

会議の顛末を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和6年2月26日

会 長 小 川 達 男

署名委員 小 山 治 延

署名委員 須 藤 秀 夫